

流域治水の推進（令和6年度の取組）

- ▶あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要
- ▶下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有するとともに、**流域個別での議論を深め**、流域治水の様々な施策を具体化していく

（これまでの取組み）

- 令和3年度に水防災連絡協議会及び寝屋川流域協議会で府内26ブロックの流域治水プロジェクトを策定。毎年、プロジェクトを更新
- 令和5年度はロードマップを追加し、水防災連絡協議会にて関係者と共有。各施策の進捗管理表についても共有。

◆令和6年度の大阪府の主な取組み◆

流域治水プロジェクトの充実・強化

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

各施策を進めつつ、流域治水勉強会・流域治水推進意見交換会を継続し、施策を具体化していく

①河川整備計画に基づくハード対策の推進

当面の治水目標達成を目指し、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づく河川整備計画のメニューを推進

※限られた予算の中で、効果的・効率的に整備を進める方策を検討

河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す

令和5年度：気候変動を踏まえた当面の治水対策（中間とりまとめ）

当面の目標達成を目指しながら、将来的な降雨量増大へ備える

令和6年度：長期計画の改訂（予定）

現長期計画の期限がせまることから、将来像を見据えた改訂を進める

関係者の意見、河川整備審議会の審議、パブコメを経て、計画を改訂

②洪水浸水想定区域の指定拡大（水防法）

令和5年度末136河川を指定済み。令和6年6月を目標に全河川を指定予定

※指定に伴う警戒避難体制構築のため、水位計・キキルによる水位情報提供の手続きを進める

全河川を指定

●水位計の設置等を引き続き検討

③特定都市河川の指定検討（特定都市河川浸水被害対策法）

寝屋川流域以外に新たに指定を検討

※指定によるハード整備の加速化と規制の強化（国は概ね5年で指定などのロードマップを公表）

※市町村のニーズを踏まえて指定検討を進める

指定によるメリット・デメリットを整理

具体的な検討を進める

④リスク周知等の継続

洪水リスク等の周知、水防災情報システムを活用した避難行動支援を継続

土砂災害防災システムは令和8年度からの運用を目指し再整備を進める

※水防災情報の活用を促進するため、地域ワークショップ・出前講座などの機会をとりえて周知を実施

あらゆる機会をとりえてリスク周知・水防災情報活用を促進

土砂災害防災情報システム再整備

⑤タイムラインの充実

広域タイムラインの運用・振り返りによる充実化と市町村等のタイムライン作成を支援

（令和5年度末：市町村41/43、コミュニティ25市町村142地区）

※すべての市町村でタイムラインが策定され、展開していけるよう支援

市町村タイムライン

令和6年度末に未策定のタイムライン完成

コミュニティタイムライン

令和6年度末に全市町村1地区で策定

市町村との調整

地区選定、地元調整

策定作業

流域治水の推進（推進体制（継続））

- ▶河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
- ▶引き続き**管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い**、具体的な対策実施に向け、河川室、事務局が連携して取り組む

大阪府

土木事務所（地域支援・企画課長）

河川室河川整備課参事

河川砂防グループ

「河川法」
に基づく河川整備

「砂防法」等
に基づく土砂災害対策

流域治水のハード対策を担当

当面の治水目標達成に向け、
「防ぐ」施策を推進

今後の土砂災害対策の進め
方に基づく「防ぐ」施策を推進

地域支援・防災グループ

「水防法」
に基づく防災対策

「まちづくりの支援」

＜防災対策＞

- ▶風水害
- ▶地震

＜まちづくり・地域支援＞

- ▶都市計画事業認可
- ▶管内市町村のにぎわいづくり、まちづくりに関すること

「特定都市河川浸水被害対策法」等の“**流域治水関連法**”
に基づく流域治水の対策の具体化

市町村が行う制度設計や運用を支援

- ・地区計画制度において定める「雨水貯留浸透施設の規模」や「建築物に対する居室や地盤面の高さの限度」
- ・農業用ため池の貯留機能を治水に有効活用するために必要な改築費の「助成制度の創設」など

- ▶立地適正化計画における防災指針策定
- ▶水害に強いまちづくりの推進
- ▶ダム事前放流の調整
- ▶ため池等既存ストックの治水活用の推進
- ▶特定都市河川、特定都市河川流域指定

※管内市町村との意見交換を密にし、各主体の流域治水の取組みの促進と特定都市河川指定に向けた調整を実施

計画グループ

流域治水
「特定都市河川浸水被害対策法」
等の“**流域治水関連法**”
に基づく治水対策の方向性整理

R3.5に公布された流域治水関連法と国の示す流域治水推進行動計画に基づき、大阪府がR4.3に策定した流域治水プロジェクトを充実させるとともに、特定都市河川の指定流域等を選定

意見交換を踏まえ、指定を検討

市町村

▶リスク周知等

想定最大規模降雨による洪水
ハザードマップ等の作成・周知 ほか

▶土地利用誘導

立地適正化計画における
防災指針の策定 ほか

▶要配慮者利用施設の避難確保計画

計画策定や避難訓練実施の支援 ほか

▶特定都市河川の指定

モデル流域や指定候補の検討・抽出 ほか

流域治水の推進（水害リスクを軽減させるための取組検討）

令和5年度は特定都市河川制度や流域治水の取組について府域の関係者に広く周知し、流域市にヒアリングを実施
令和6年度は流域治水の推進に向け、**モデル流域等における課題や解決手法について具体化を実施予定**

（R5の取組）流域治水意見交換会

R5年度に余野川(池田市・箕面市・豊能町)、芥川(高槻市)、穂谷川(枚方市)、原川(柏原市)、大乗川(羽曳野市・富田林市)、芦田川(高石市・堺市・和泉市)、樫井川(泉南市・泉佐野市・田尻町)で第1回を実施

〈主な議題〉

- ・浸水リスクの確認、プロジェクト各施策の進捗確認
- ・浸水リスクを軽減させる具体的な施策、手法の検討

〈まとめ〉

- ・浸水リスク等をどのような施策で削減していくのか、持ち帰って検討を依頼
- ・アンケートを実施

- ・流域内の土地利用や、治水活用可能な施設等を整理
- ・考え得る流域治水対策について関係者で意見交換、協議
- ・各主体が実施する具体的な対策を検討、立案



1. 流域市町村の抱える課題把握

- ・水害に強いまちづくりの推進
- ・既存ストックの活用
- ・浸水被害の解消
- ・大雨時の流木撤去

2. 施策実施における課題把握

- ・管理者や所有者との調整
- ・資金不足

等々

（R5意見交換会・事後アンケート及びヒアリング結果より）

具体化



- 課題解決のために活用できる制度の整理・周知
⇒具体的に個々の課題に対して、市町村での活用を個別に提案
▶国の採択要件外に対する補助制度等についても必要に応じて検討

- 特定都市河川指定(流域水害対策計画の策定)による河川改修等事業の加速化
⇒同時に市町村の抱える課題を解決

- 河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備

流域治水施策集 - 国土交通省水管理・国土保全局 (mlit.go.jp)

流域治水施策集		流域治水の役割分担	
目的	施策	実施主体	役割分担
河川区域における対策	#1 河川沿道・堤防・引堤・放水路、ダム・治水施設、中堤	河川管理者	河川法、河川整備計画、特定多目的ダム法、水資源機構法
	#2 ダム事前放流	ダム管理者	河川法、個別の法令等（洪水警報法、土地改良法、下水道法等）
	#3 海岸保全施設の整備（漁民の所有と土地所有による砂防の保全・増進）	海岸管理者	海岸法
	#4 排水施設・ポンプ（河川内）	河川管理者	河川法、特定都市河川浸水被害対策法
	#5 排水施設・ポンプ（下水道）	下水道管理者	下水道法
	#6 用排水施設・ポンプ（農業水利施設）	国・都道府県、農業水利施設管理者等	土地改良法
	#7 排水施設・ポンプ（普通河川・水路）	施設管理者	-
	#8 雨水貯留浸透施設（調整池・公共施設）	市町村・都道府県	特定都市河川浸水被害対策法、施設に係る法令・条例等
	#9 雨水貯留浸透施設（下水道）	下水道管理者	下水道法
	#10 雨水貯留浸透施設（民間施設）	民間事業者・個人	下水道法、特定都市河川浸水被害対策法、施設に係る法令・条例等
河川区域以外における対策	#11 ため池の活用	市町村・都道府県、農業者	土地改良法
	#12 「田んぼダム」	農業者	土地改良法、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律
	#13 土砂・洪水・洪水対策	国・都道府県	砂防法
	#14 流域治水対策	国・都道府県	砂防法、土砂・洪水災害時に流出する流木の対策計画
	#15 森林整備・治山対策	国・都道府県、市町村、森林所有者等	森林法、森林基本計画、森林整備保全事業計画等
	#16 貯留機能保全区域	都道府県等	特定都市河川浸水被害対策法、流域水害対策計画
	#17 浸水被害防止区域	都道府県	特定都市河川浸水被害対策法、流域水害対策計画
	#18 災害危険区域	市町村・都道府県	建築基準法（規制内容は条例で規定）
	#19 住宅等の防災改修（築上げ・ビロ化等）	市町村・都道府県	-
	#20 住居の集団移転	市町村	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
河川区域以外における対策	#21 住居の個別移転	市町村	-
	#22 居住誘導区域、防災指針	市町村	都市再生特別措置法
	#23 防災まちづくり連携土砂災害対策	国・都道府県、市町村	砂防法、都市再生特別措置法等
	#24 避難路・避難施設等の確保	市町村、民間事業者	都市計画法
	#25 浸水被害軽減施設（盛土・堤防等）	水防管理者	水防法
	#26 リスク空白域の解消（浸水想定区域・ハザードマップ）	河川管理者、下水道管理者、市町村	水防法
	#27 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練	市町村、施設管理者	水防法
	#28 迅速・円滑な避難（避難のための情報発信）	市町村、個人、気象庁、河川管理者	災害対策基本法、気象業務法、水防法
	#29 浸水対策（治水・治水・治水等）	市町村・都道府県、民間事業者	水防法
	#30 流域治水型災害復旧（治水・治水・治水等）	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫補助法
河川区域以外における対策	#31 災害復旧（治水・治水・治水等）	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫補助法
	#32 浸水被害軽減施設（盛土・堤防等）	水防管理者	水防法
	#33 リスク空白域の解消（浸水想定区域・ハザードマップ）	河川管理者、下水道管理者、市町村	水防法
	#34 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練	市町村、施設管理者	水防法
	#35 迅速・円滑な避難（避難のための情報発信）	市町村、個人、気象庁、河川管理者	災害対策基本法、気象業務法、水防法
	#36 浸水対策（治水・治水・治水等）	市町村・都道府県、民間事業者	水防法
	#37 流域治水型災害復旧（治水・治水・治水等）	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫補助法
	#38 災害復旧（治水・治水・治水等）	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費国庫補助法
	#39 浸水被害軽減施設（盛土・堤防等）	水防管理者	水防法
	#40 リスク空白域の解消（浸水想定区域・ハザードマップ）	河川管理者、下水道管理者、市町村	水防法

別途、ソフト対策としての“逃げる”施策も、引き続き連携をとりながら実施

流域治水の推進～地域の内水に関する課題を解決した事例～

市街地における浸水対策(下水道)

推進のポイント

- 下水道の整備水準を5年確率降雨(46mm/h)から10年確率降雨(53mm/h)に引き上げることで、浸水に対する安全度を向上。
- 下水道と河川の合築施設として整備することで、それぞれ別々に施設整備を行うよりもコスト縮減。

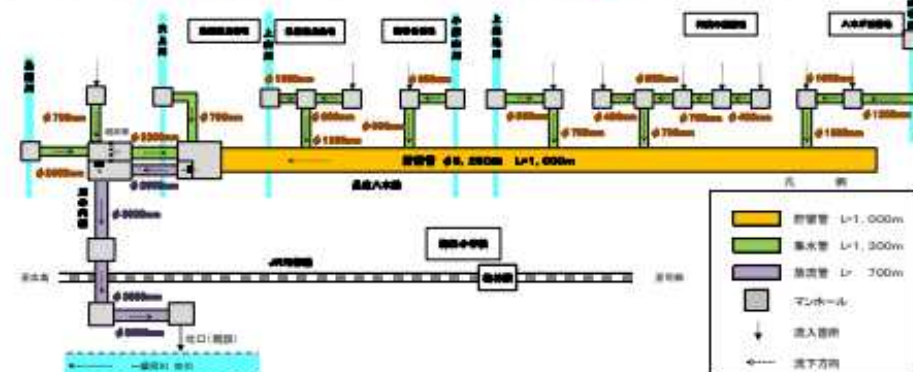
太田川水系流域治水プロジェクト



事例概要

平成26年8月の集中豪雨(87mm/h)により、大規模な土砂災害と広範囲に渡る浸水被害が発生し、再度災害防止の観点から、下水道の整備水準を5年確率降雨から10年確率降雨に引き上げました。

また、地区内を流れる普通河川の断面が狭小で、豪雨時に流下能力が不足するため対策を講じる必要があり、河川改修(河道拡幅)を実施するには多大な費用を要するため、河道拡幅に替えて、下水道と河川の一体的な雨水貯留管を計画しました。



PRポイント

- 下水道が整備する雨水幹線に河川の調整池としての機能を付加。
- 下水道の10年確率降雨と河川の30年確率降雨で必要となる施設能力を算定し、流量按分により下水道と河川の事業費を按分している。
- 東西のマンホールに設置した二つのオリフィスにより、放流先河川(一級河川古川)への効率的な流量制御を実現。

(国土交通省 水管理国土保全局 流域治水優良事例集を一部加工)